

## 北谷町コミュニティバス（C-BUS）注意事項 ※必ずお読み下さい

### 1. サービス内容およびご利用条件

「北谷町コミュニティバス」（以下「本サービス」という。）は、北谷町コミュニティバス（C-BUS）注意事項（以下「本注意事項」という。）に基づき、会員となった方（以下「会員」という。）を対象とし、限定された地域内において限定された目的地まで、複数の方で乗り合い、目的地まで移動することを支援するサービスです。本サービスのご利用条件は、本注意事項によります。

### 2. 注意事項への同意

本注意事項は、本サービスの利用を希望するお客様が、会員登録申込書に必要事項を記入し、本注意事項に同意し、北谷町（以下「当町」という。）が会員と認めたと、当町との間で適用されます。

### 3. 会員条件

次の(1)(2)の条件の全てを満たす方のみ会員登録できるものとします。

- (1) ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、コールセンターへの連絡ができる方
- (2) ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、乗降所への移動および車両への乗降ができる方（ただし、運転係員による、車いす等の積載はできません）

### 4. 利用開始

本サービスは、会員がコールセンターへの会員登録の申込を行った場合または、インターネットで会員登録を行い会員番号発行後に、ご利用頂けます。

### 5. 運賃

基本運賃は、300円です。

ただし、次の（１）～（５）のいずれかを満たす場合、割引運賃150円で利用可能です。

- （１）65歳以上の高齢者
- （２）障害者手帳・療育手帳所持者
- （３）上記（１）（２）の介助者
- （４）運転免許証自主返納者
- （５）小学生以下

※ 1歳以上小学生未満は2人目までは無料とし、3人目からは割引運賃とする。1歳未満は無料とする。（ただし、小学生未満は保護者が同乗する場合に限る）

### 6. 乗降所・運行ルート等

乗降所は、出発地乗降所および目的地乗降所とします。乗降所以外での乗降はできません。また、運行ルートは、会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、適宜決めるものとします。このため、乗降所への運行ルートは、乗降時で異なる場合があります。

### 7. 運行・乗車希望受付日時および運休

運行および乗車希望受付日時は、次のとおりとします。ただし、旅客自動車運送事業者の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、コールセンターより、該当する会員に連絡します。

- (1) 運行日時

月曜日～土曜日 8:00～18:00

ただし、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）、及び6月23日（慰霊の日）、天候条件や災害など安全な運行に支障がある日、その他当町が定めた連休日を除く。

## (2) 乗車希望受付日時

①電話の場合 月曜日～土曜日 8：00～18：00

ただし、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）、及び6月23日（慰霊の日）、天候条件や災害など安全な運行に支障がある日、その他当町が定めた連休日を除く。

利用希望日の1週間前から利用希望日時の30分前まで受け付けますが、当日8：30までにご利用を希望される場合は、前日までに電話する必要があります。

②インターネットの場合 24時間（年中無休）

利用希望日の1週間前から利用希望日時の30分前まで受け付けます。

ただし、車の位置や他の会員のご予約状況によりご希望に添えない場合があります。

## 8. 乗車希望方法

ご利用を希望される場合は、コールセンターへお電話もしくは、インターネットに会員番号、利用希望日時、乗降希望場所をご入力下さい。運転係員への口頭での乗車希望は、受付致しかねます。限られた車両で申込の早い会員を優先するため、空きがない場合があります。また、到着時間に余裕をもってご乗車希望日時を決めて下さい。（車椅子、手押し車等については、会員なし同乗者にて折り畳みして運搬できるものは、車内への持込が可能です。）

## 9. 変更・キャンセル

乗車希望の変更・キャンセルは、コールセンターへ電話またはインターネットでご連絡下さい。

尚、運転係員への口頭での変更・キャンセルは受付致しかねます。また、変更・キャンセルについて、取消料等の負担は不要です。

## 10. 到着時間

本サービスは乗合のため、他の会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合があります。乗車希望時間の5分前に乗降所にお越し下さい。

出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、コールセンターからご連絡しますが、携帯電話等をお持ちでない場合、連絡が取れない場合があります。このため、携帯電話の持参を推奨します。

## 11. 会員の遅延

ご希望された乗車時間・場所にお越しにならない場合、次の会員をお迎えに出発します。

## 12. 乗車のお断り

旅客自動車運送事業者と会員との運送契約により、旅客自動車運送事業者が乗車をお断りする場合があります。

## 13. 会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると当町が判断した場合、会員資格を直ちに取消すことがあります。

- (ア) 本人確認ができないとき
- (イ) 旅客自動車運送事業者との運送契約に違反するとき
- (ウ) 本注意事項3.会員条件を満たさないとき
- (エ) 本注意事項18.反社会的勢力の排除の誓約に違反し、またはそのおそれがあるとき
- (オ) 本注意事項を遵守しないとき

#### 14. 同乗者

会員にご同行される場合は、会員と同じ行き先・時間であれば非会員も同乗が可能です。

同乗をご希望される場合は、乗車希望のご連絡の際に、同乗者の人数とお名前をお伝え下さい。お伝えがない場合、または同乗者多数の場合は乗車をお断りする場合があります。

同乗者にも本注意事項が適用されますので、会員は、同乗者が本注意事項を理解し、守ることに責任を持って頂きますようお願いいたします。

#### 15. 運送契約の成立および適用

会員および同乗者の乗降および運送（運送の引受け、旅客に対する責任（生命又は身体を害した場合の責任）等）、本サービスにかかる車両の管理については、当町ではなく、運送を行う旅客自動車運送事業者と会員との間で適用される運送契約（旅客自動車運送事業標準運送約款等）によります。旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約は、会員の乗車時に成立するものとし、当町は、旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約の成立を約束するものではなく、運送契約の不成立について、何らの責任をも負わないものとします。

#### 16. 当町の免責

次の場合、当町は会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。ただし、当町に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

- (ア) 本サービスにかかる車両、乗降、および運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル
- (イ) 通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車希望連絡等に関してトラブルが生じた場合
- (ウ) 会員が本サービスにかかる車両・乗降所に忘れ物をされた場合
- (エ) 会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合
- (オ) 本注意事項7.運行・乗車希望受付日時および運休、10.到着時間、11.会員の遅延、12.乗車のお断り、13.会員資格の取消し、14.同乗者、22.コールセンターの稼働中断・停止、23.本サービスの中止・終了に定める事由が生じた場合
- (カ) 会員の故意または過失による場合
- (キ) 当町の責に帰すことができない事由による場合

#### 17. 会員の責任

当町は、会員が故意もしくは過失により、または会員が法令もしくは本注意事項の規定を守らないことにより、当町が損害を受けたときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

#### 18. 反社会的勢力の排除

会員は、会員および同乗者が、反社会的勢力（暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辞・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、もしくは不当要求をする者）でないことを誓約するものとします。

#### 19. 個人情報の取り扱い

会員に提供いただいた個人情報は、本サービスにかかる車両の運行、運行に関するご利用状況・ご意見調査、当町がスポンサーから提供を受けた広告配信、当町が主催するイベント案内および、本サービスの品質向上や企画・開発・運営、住民サービス向上の目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。

#### 20. 申込内容の変更・退会

会員登録申込書に記載された内容に変更がある場合、または退会をご希望される場合は、コールセンターへ書面または電話でご

連絡下さい。

#### **21.コールセンターの稼働中断・停止**

当町は、システムのメンテナンスのため、コールセンターの稼働を中断し、または停止する場合があります。

#### **22. 本サービスの中止・終了**

当町は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止し、または終了する場合があります。

#### **23. 注意事項の変更**

当町は、本注意事項の変更内容および変更日を、本サービスにかかる車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、または、変更時に有効な民法の規定に従い、本注意事項を変更することができるものとします。この場合、変更日をもって変更後の注意事項が適用されるものとします。

#### **24. 準拠法および裁判管轄**

本注意事項は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サービス及び本注意事項に関する一切の紛争は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定：2023年9月25日

北谷町役場 総務部 企画財政課

〒904-0192 沖縄県北谷町桑江1丁目1番1号

電話:098-936-1234